

令和7年度就学援助（年度当初申請）についてのお知らせ

教育委員会では国の制度に基づき、経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費や給食費などの必要な教育費の援助を行っています。

（この援助の申請対象となる方）

令和7年4月1日以降、根室市立小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒を有する保護者で、次に該当する方

- 生活保護を受けている方（要保護者）
- 下記事項のうちいずれかに該当する方（準要保護者）

※同一生計世帯の年収の合計が一定の基準（生活保護基準額の1.7倍）を超えると、下に該当しても認定としない場合があります。

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1. 生活保護が停止又は廃止された方 | 8. 市民税が非課税となった方 |
| 2. 国民年金保険料が減免された方 | 9. 市民税が減免された方 |
| 3. 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された方 | 10. 固定資産税が減免された方 |
| 4. 個人事業税が減免された方 | 11. 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方 |
| 5. 児童扶養手当が支給された方 | 12. PTA会費、学級費など学校納付金の減免が行われている方 |
| 6. 生活福祉資金の貸付を受けた方 | 13. 学校納付金の納付状況の悪い者や学用品費等に不自由 |
| 7. 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する職業安定所登録の日雇労働者である方 | している者等、生活状態が極めて悪いと認められる方 |
| | 14. 経済的理由により欠席日数の多い児童・生徒の保護者 |

（受けられる援助費目）

1. 新入学生用品費（小学校等1学年・中学校等1学年のみ：4月認定者に限る）
2. 学用品費等（全学年）
3. 校外活動費（全学年）
4. 体育実技用具費（小学校等1、4学年、中学校等1学年のみ）
※スケート授業を実施している場合にスケート靴を現物支給
5. 修学旅行費（実施対象学年）
6. 医療費（学校保健安全法に定める疾病で学校長及び教育委員会が認める方：治療開始前に届出が必要です）
7. クラブ活動費（全学年）
8. 生徒会費（全学年）
9. PTA会費（全学年）
10. 卒業アルバム代（小学校等6学年、中学校等3学年のみ）

※ 支給額は、それぞれ国で定められた額、または教育委員会で定めた額となります。

※ 生活保護を受けている方（要保護者）は、上記のうち修学旅行費及び医療費が支給の対象となります。

※ 新入学生用品費を入学前に支給された方は、今回の支給対象にはなりません。

（申請の方法）

1. **2枚目**「就学援助認定申請書類請求書」に必要事項を記入し、学校に提出してください。
2. 学校より申請書類一式が配布されますので、必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ学校に提出してください。（申請書の記入方法、添付する書類等について、詳しくは学校から配布される就学援助の手引を参照ください。）

<ご注意ください！>

- ・ **2枚目**「就学援助認定申請書類請求書」だけでは認定手続を行うことができませんので、必ず申請書類の配布を受けてください。
- ・ 現在、就学援助を受けていて、引き続き援助を必要とする方も新たに手続が必要となります。
- ・ 提出期限につきましては、学校で異なりますのでご確認願います。

重 要 な お 知 ら せ

就学援助費を支給するにあたり、現年度及び過年度に教材費等の未納がある場合は、申請書の委任状に基づいて、在学学校長に委任払いをします。委任いただけない場合は、就学援助の認定を受けられませんので留意してください。

よくあるお問い合わせ

質問1 年収がどのくらいであれば、認定を受けられますか。

回答1 就学援助を受けられる年収の目安は次のとおりです。あくまでも目安なので、世帯構成や家賃の金額等により基準が変わることに留意してください。

- (1) 30代夫婦、中学生1名、小学生1名の世帯……同一世帯の年収が410万円未満
- (2) 40代夫婦、中学生2名の世帯……同一世帯の年収が420万円未満
- (3) 30代母親、小学生1名の世帯……同一世帯の年収が310万円未満

質問2 同居している親族等の年収も審査に含まれますか。

回答2 住民票を分離していても、同じ家に住んでいる方の年収も含めて審査します。(同居していても、生計を別にしていないと認められる場合は、この限りではありません。)

質問3 当初は申請していませんでしたが、年度途中から申請することはできますか。

回答3 年度途中でも随時申請を受付けています。ただし、認定月からの月割額の支給となり、援助費目によっては支給できないものもあります。

質問4 申請書の書き方が分かりません。

回答4 根室市教育委員会です詳しい書き方をご説明しますので、ご来庁又はお電話によりお問い合わせください。

質問5 認定結果はいつ頃分かりますか。

回答5 4月下旬に認定(否認定)通知書を発送します。第1回目の支給は5月中の予定です。

(お問い合わせ先) 根室市教育委員会教育総務課学校教育担当 電話：23-6111 (内線 3323)